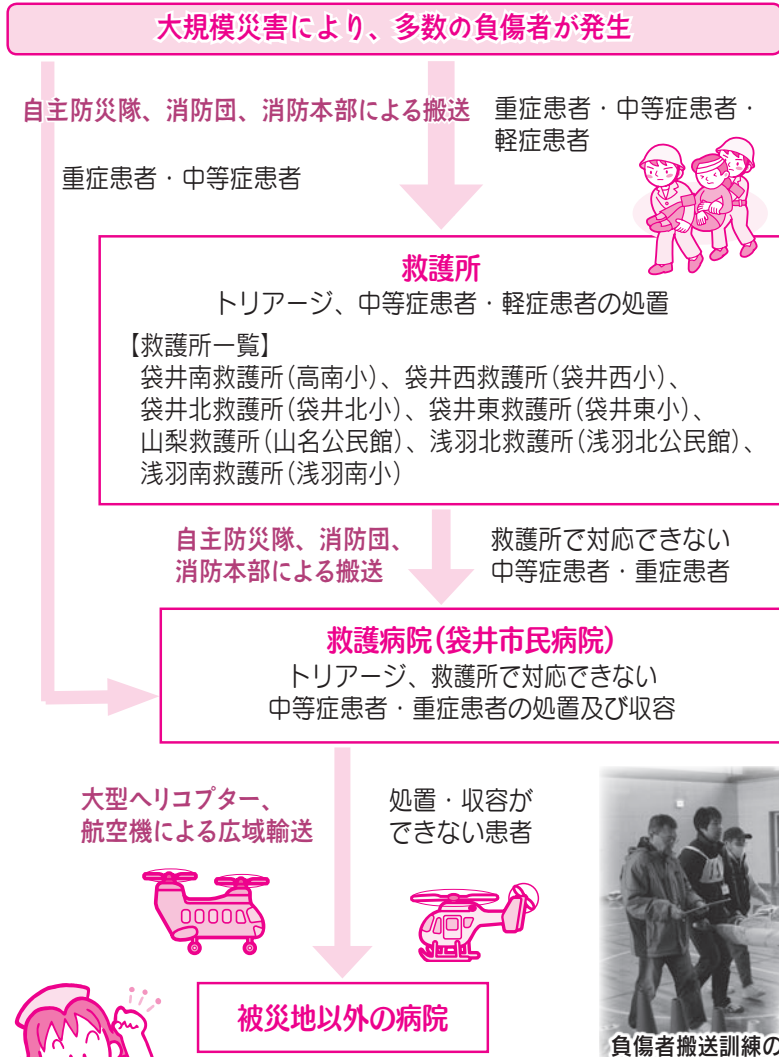


災害発生時の医療救護体制

「一人でも多くの命を救うために」

大規模な災害などが発生した場合、市内7箇所で開催する『救護所』を開設し、応急処置やトリアージなどの医療救護活動を行います。
一人でも多くの命を救うことができるよう、災害発生時の医療救護体制についてお知らせします。
☎健康づくり政策課健康企画係 ☎44-3138



負傷者搬送訓練の様子

◎災害時の救護体制
市では、「医療救護計画」の中で災害時の救護体制を定めています。
▽災害時の医療救護への協力
市は、袋井市医師会・磐岡歯科医師会袋井支部・小笠袋井薬剤師会と災害時の人的・物的支援協定を締結しており、救護所運営などに協力していただきます。
▽救護所(市内7箇所)
医師会・歯科医師会・薬剤師会及び災害時看護ボランティアなどの協力により運営され、けがの程度により、救護所で処置ができるか、救護病院(袋井市民病院)で治療するために搬送するかを判別する「トリアージ」や、軽症患者などの処置を行います。

▽救護病院(袋井市民病院)
救護所などで対応できない中等症患者や重症患者を受け入れ、処置を行います。
救護病院でも対応できない患者は、救命の可能性が高い被災地以外の病院へ広域搬送されます。
◎医療救護計画の見直し
市では、東日本大震災の被害などを踏まえた「災害時の医療救護体制の強化」や「新病院開院に伴う救護病院の変更」などを目的として、計画の抜本的な見直しを行うため、8月に検討会を設置し、協議を進めています。



災害時看護ボランティアを募集しています!

災害時の医療救護活動を迅速かつ的確に行うためには、医師や看護師など、多くの医療従事者が必要です。しかし、大規模災害の発生時には、同時に多数の負傷者が発生することで、救護所で活動する医療従事者の不足が懸念されます。
このため、市では、救護所での医療救護活動をお手伝いいただく「災害時看護ボランティア」を募集しています。一人でも多くの命を救うことができるよう、是非、皆様のご協力をお願いします。
募集の対象者 保健師、看護師、助産師、准看護師の資格をお持ちの方または、そのほか医療関係の資格をお持ちの方
活動内容と役割 軽症患者の処置・記録作成・トリアージなど、救護所での医療救護活動
申込方法 電話または、ファクス、Eメールでご連絡ください。登録書をお送りします。
☎健康づくり政策課健康企画係 ☎44-3138 FAX44-3117 ✉kenkoudukuri@city.fukuroi.shizuoka.jp



トリアージ訓練の様子